

(その1)

# 収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
○	○	○	吉 ○	○	○

※該当箇所に  すること。

〒100-8962

1 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-1  
参議院議員会館617号室

(ふりがな) よしかわさおりこうえんかい

2 政治団体の名称 吉川さおり後援会

3 代表者の氏名 吉川 沙織

4 会計責任者の氏名 松本 雄三

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政 党
<input type="checkbox"/>	政 党 の 支 部
<input type="checkbox"/>	政 治 資 金 団 体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 団 体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

5 令和 2 年分

団体コード	11900649200120
前年繰越額	47,877,086 円

事務担当者の氏名

電話番号

浅野 英之

03-6550-0617

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無
公職の種類	参議院議員 (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	吉川 沙織

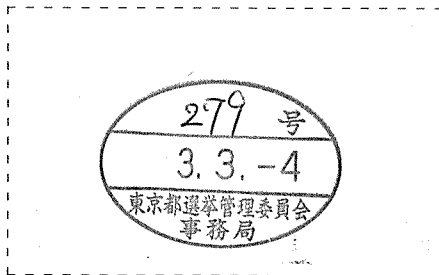
国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	吉川 沙織
公職の種類	参議院議員 (現・候)

(*) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

(*) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。



0624

受 付	審 査	確 認	消 込

105740

(その2)

## 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	49,291,696
(前年からの繰越額)	47,877,086
(本年の収入額)	1,414,610
支 出 総 額	926,702
翌年への繰越額	48,364,994

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	300,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1,114,610	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,414,610	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,414,610	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考	
1	赤松 広隆	300,000	R2/1/6	愛知県名古屋市中川区福住町5-6	衆議院議員		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
その他の寄附		0					
合計		300,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	立憲民主党参議院比例第9総支部	1,114,610	R2/8/31	東京都千代田区神田駿河台3-6	吉川 沙織	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合計	1,114,610				

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	33,660	0	
小 計	33,660	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	6,820	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	886,222	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	886,222	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	893,042	0	
合 計	926,702		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	政治資金監査費用	29,937	R2/3/13	川崎公認会計士税理士事務所	東京都千代田区神田三崎町2-20-7-506	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	3,723				
	合 計	33,660				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
その他の支出		6,820				
合 計		6,820				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行事業費	
					機関誌紙の発行事業	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備 考
1	リーフ印刷費	36,894	R2/3/13	(株) 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
2	長3封筒代	169,400	R2/3/13	(株) 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
3	発送料	132,192	R2/3/13	(株) 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
4	後援会ニュース号外印刷代	308,592	R2/7/29	(株) 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
5	長3封筒代	47,383	R2/7/29	(株) 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
6	発送料	191,761	R2/7/29	(株) 新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合 計	886,222				



## 資 産 等 の 状 況

(その17)

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 2月 28日

政治団体の名称 吉川さおり後援会

会計責任者の氏名 松本 雄三



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

## 政治資金監査報告書

令和 3 年 2 月 28 日

吉川さおり後援会

代表 吉川 沙織 殿

登録政治資金監査人

川崎 修三



登録番号 第 121 号  
研修了年月日 平成 20 年 12 月 18 日

### 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、吉川さおり後援会の令和 2 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、政治資金監査を効率的に実施するため立憲民主党参議院比例第 9 総支部の主たる事務所(千代田区神田駿河台 3-6)において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿および領収書等が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、吉川さおり後援会に係る明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

吉川さおり後援会と私の間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、吉川さおり後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上